

道の駅津かわげ維持管理水準(主なものの目安等)

業務内容	実施頻度等	根拠法令等
①建築物保守管理業務		
建築物の内部・外部の保守点検	日常点検：毎日	
②建物設備保守管理業務		
電気設備保守管理 受電設備（屋外型受電キュービクル：設備容量 75kVA、受電電圧 6.6kV）・分電盤・制御盤・ 自家発電設備（発電機・燃料タンク：単相 3 線 15kVA）等	日常点検：毎日 定期点検：月 1 回（法定） 随時点検：随時	電気事業法
空調換気設備保守管理 マルチエアコン、パッケージエアコン（形式ヒートポンプ式）、シーリングファン、全熱交 換機）等	日常点検：毎日 定期点検：随時 フィルター清掃：年 4 回程度	
給排水設備保守管理 水槽、汚水小口径枡、雨水小口径枡、ガスバルク貯槽	日常点検・清掃：毎日	
浄化槽保守点検 浄化槽（120 人槽）・接触ばっ気方式・流量調整槽を有する浄化槽	日常点検：毎日 定期点検：随時（月 2 回程度） 定期清掃（汲取清掃）：随時 浄化槽法に基づく検査：年 1 回	浄化槽法
消防設備保守点検 非常照明・誘導灯設備、自動火災報知設備、消火器具等	機器点検：年 2 回 総合点検：年 1 回	消防法
自動ドア保守点検	随時（年 4 回程度）（外観点検、機能点 検）	
販売設備・厨房設備保守管理	随時	
販売管理システム保守管理	随時（公衆回線料及びリース代等は <u>指定 管理者の負担とします</u> ）	
拡声設備・情報表示設備保守管理	随時	
監視カメラ設備保守管理	随時	
③清掃業務		
日常清掃	毎日（ゴミ回収、公衆トイレ等は日に複 数回、繁忙期は回数を増やすこと）	
定期清掃	随時（洗浄等）	
ガラス清掃	随時	
駐車場清掃 （面積：地域振興施設： 約 7,183 m ² 、国土交通省施設：約 1,633 m ² ）	毎日	
④環境衛生管理業務		
ねずみ・害虫等の防除	随時	食品衛生法
⑤保安警備業務		
施設内、駐車場の日常巡視	毎日（回数は随時）	

(注)

- ・この表は、主な設備等について、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の水準等を参考に整理したものであり、必要とされる維持管理業務を計画し、履行してください。
- ・日常点検は、異常の有無や兆候を発見するために、目視や調整にて確認・記録等を行う作業で、原則、毎日実施するものです。上記の記載の有無に限らず、施設全体について必要とされる日常点検を実施してください。
- ・業務実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合には、有資格者を選任または専門業者への委託により行ってください。